

令和2年4月30日

放課後児童クラブ運営委員会会長 様

井原市子育て支援課

市内公立小学校の臨時休校期間の延長に伴う放課後児童クラブの対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応につきましては、日々状況が変化する中、迅速かつ適切な対応をしていただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

緊急事態宣言が全国に発令されて以降も県内での感染者の増加が伝えられる中、4月28日、井原市新型コロナウイルス感染症対策本部において、市内公立小学校等の臨時休校期間について協議が行われ、休校期間を5月22日まで延長することが決定されました。

各放課後児童クラブにおかれましては、感染拡大を防ぐため、下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1. 休校期間及び小学校の一時預かりについて

- ①休校期間 令和2年4月20日（月）～令和2年5月22日（金）
- ②小学校の一時預かり どうしても家庭で過ごすことができない児童は、午前7時30分から午後2時30分までの間、小学校において一時預かりを行います。
- 延長した期間の登校日は、各週の月曜日と木曜日です。
（①5月11日、②14日、③18日、④21日）
登校日も一時預かりは、午後2時30分まで対応します。

2. 放課後児童クラブの対応について

- ・上記の小学校の一時預かりの終了後、午後2時30分から学童保育をお願いします。
なお、幼稚園は通常どおり開園しますので、幼稚園児の受け入れを行っている放課後児童クラブは通常の降園時刻からの開所をお願いします。

3. 小学校の臨時休校中の放課後児童クラブ利用について

- ・緊急事態宣言は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした措置であるため、緊急事態宣言中は可能な限り家庭等で過ごしていただき、どうしても必要な場合にのみ、利用していただくよう、保護者への周知をお願いします。

4. 利用児童の健康管理等について

- ・発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状、強いだるさや息苦しさ等の症状がみられるときは、利用を停止することとし、自宅で休養してもらうよう、保護者に伝えてください。
- ・家庭での健康観察（検温等）を保護者に徹底していただくとともに、通所時の聞き取り他、目視、連絡ノートなどを活用し、児童の健康状態の把握に努めてください。

5. 衛生管理について

- ・基本的な感染症対策の徹底（手洗い、咳エチケット等）、環境衛生管理（室内の換気、室内・トイレの清掃等）を行ってください。
- ・市役所、各支所、保健センターで消毒液（次亜塩素酸水）を配布していますので、ご利用ください。

※児童、クラブ職員及びそれぞれの家族が新型コロナウイルス感染症（疑い、濃厚接触者を含む）と診断された場合は早急に子育て支援課へご連絡ください。

※現時点の対応は上記のとおりですが、変更となる場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。